

【自治体編】 難病小慢DBに関する周知

2024年8月
厚生労働省 健康・生活衛生局 難病対策課

1. 海外にて出生したケースの「出生地情報」入力について.....	3
2. お問い合わせ窓口.....	5

1. 海外にて出生したケースの「出生地情報」入力について（1/2）

令和6年8月29日（木）から、臨個票・意見書の出生地の入力において、海外を選択することが可能となりました。

海外にて出生したケースについては、医療機関にて次の手順で出生地が入力されます。ご確認をお願いします。詳細は以下参照先をご確認ください。

次頁に画面イメージを添付します。

【手順】

- ①臨個票・意見書の「出生地 都道府県」欄において「海外」を選択する。
- ②臨個票・意見書の「出生地 市区町村」欄に国名等を入力する。設定桁数（20文字）を超える場合は、個々の患者・医療機関・自治体の判断で省略を行う。

【留意事項】

- ・「住所 都道府県」欄においても「海外」を選択できるようになりますが、当該情報が海外となることは想定していませんので、「海外」を選択していないことをご確認ください。

【参照先】

- ・難病・小慢DBシステム利用マニュアル（難病編） 自治体用「4.5 [臨床調査個人票編集]画面」
- ・難病・小慢DBシステム利用マニュアル（小慢編） 自治体用「4.5 [医療意見書編集]画面」

(1) 難病DBの場合

「住所 都道府県」欄において「海外」を選択しない。

「出生地 都道府県」欄において「海外」を選択する。

「出生地 市区町村」欄に国名等を入力する。

(2) 小慢DBの場合

厚生労働省 健康・生活衛生局 難病対策課

2. お問い合わせ窓口

不明点がありましたらマニュアルをご確認いただき、解決しない場合はお問い合わせ窓口にご連絡下さい。

難病・小慢データベース利用者お問い合わせ窓口

電話： [REDACTED]（受付時間は、厚生労働省開庁日の午前 9 時から、午後 5 時まで）

メール： [REDACTED]

【メールでのお問い合わせ時のお願い事項】

- メールでのお問い合わせ時は下記の情報をお問い合わせ内容と併せてご提供をお願いいたします。
（お問い合わせ者の所属する公共団体名、公共団体コード、医療機関名、医療機関コード）
- メールでのお問い合わせ時は、セキュリティの観点から、メールにファイルを添付しないでください。

最新のマニュアルやツール類は、ダウンロードサイトから入手して下さい。

難病・小慢DBダウンロードサイト

URL： [REDACTED]